

令和5年度 第2回酒々井町上下水道事業運営審議会会議録

1. 日 時：令和5年10月27日（金）14時00分～15時20分

2. 場 所：尾上浄水場 2階会議室

3. 出 席：(委員)

・出席者 【委員】

加瀬委員（会長）、江澤委員、竹尾委員、齋藤委員、大谷委員、
関根委員、北野委員、戸田委員、櫻井委員、住田委員（印旛沼下道
事務所長）、鱒淵委員

【町】

小坂町長

（事務局）伊藤課長、大谷副主幹、仁和主任技師、向後主任主事

・欠席者 関根委員

事務局 定刻となりましたので、只今より令和5年度第2回酒々井町上下水道事業運
営審議会を開会いたします。

開会に先立ちまして、関根委員につきましてはご欠席との連絡がありました
ので、本日の審議会は委員10名で開催させていただきます。

本日、進行を務めます上下水道課の向後と申します。

よろしく願いいたします。

初めにお手元の資料をご確認ください。

本日お配りしておりますのは、次第、委員名簿、座席表、酒々井町上下水道事
業運営審議会設置条例、本日の諮問の第1号となります酒上下審第5号「酒々井
町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例（案）に
ついて（諮問）」の資料、諮問の第2号となります酒上下審第6号「適正な下水
道使用料の在り方について（諮問）」の資料、加えて関係資料といたしまして平
成26年度から令和4年度までの酒々井町下水道事業会計の状況及び「酒々井
町下水道事業経営戦略」「令和4年度酒々井町下水道事業会計 よくわかる決算
書」の冊子2冊となります。

不足等ございましたらお申し出ください。

よろしければ早速、次第に沿って会議を始めさせていただきます。

まず、初めに加瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬会長 皆さんこんにちは。会長を仰せつかっております加瀬でございます。

酒々井町の上下水道の安定な運営を目指しまして、皆様と共に引き続き務めてまいりますので、よろしくお願いいたします。私は、8月の第1回審議会について欠席をいたしまして、皆様にご迷惑をおかけしましたことお詫び申し上げます。従いまして本日の審議会では、初めてお目にかかる方が何名かいらっしゃいます。改めてご挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、国内では、少子高齢化の進行、また、人口減少や経済成長率の低迷などから社会・経済情勢に大きな不安を抱えております。こうした中、酒々井町の上下水道事業におきましても、時代の変化に対応した経営の改善が求められており、本日は、将来の安定した事業運営に関わる重要な案件が付議されております。

酒々井町の上下水道事業が将来にわたり独立採算制の原則に基づいた安定した経営を可能とするため、委員の皆様方の豊富な経験や知見を十分に反映させ、事業の発展のため寄与して参りたいと考えますので、どうぞ意義のある審議を大いに期待しております。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、小坂町長よりご挨拶申し上げます。

町長 本日は、公私ともにお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は2諮問案件になります。「下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例（案）について」「適正な下水道使用料の在り方について」いずれも大変重要な案件ですので、慎重なご審議をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
それではこれより議事に入らせていただきます。
なお、これより議事の進行につきましては、酒々井町上下水道事業運営審議会設置条例第5条の規定に基づき、加瀬会長に議長をお勤めいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

加瀬会長 それでは、議長を務めさせていただきます。
はじめに、事務局から本日の出席委員数の報告をお願いします

事務局 はい、本日は、委員総数11名中、10名のご出席をいただいております。
審議会設置条例第5条第2項の規定により過半数に達しておりますので、本

審議会は成立いたしますことをご報告いたします。

加瀬会長 それでは、議事に入ります。
 本日の諮問案件は2件でございます。
 まず、酒々井町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例（案）について事務局の説明を求めます。

課 長 上下水道課長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。
 （配布資料により説明）
 なお、細部につきまして課員より説明させていただきます。

事 務 局 上下水道課業務班の向後です。よろしくお願いいたします。
 （配布資料により説明）

加瀬会長 只今の事務局の説明に対し、審議いたします。
 ご意見及びご質問のある方は、挙手をお願いします。

齋藤委員 受益者負担金の金額の根拠について再度説明をお願いしたい。法律で負担率は概ね決められていて、酒々井町は前例の4分の1を採用しているとのことだが、配布資料の表にある事業費、国庫補助金、単独補助金そのうち4分の1というのは、どういう算式で算出しているのか。

事 務 局 総事業費2億5,800万円から国の補助金9,400万円を差し引きました1億5,400万円が負担金の対象事業費となっています。こちらに負担率の4分の1をかけて、さらに1㎡あたりの単価を算出するために整備区域の面積13万㎡で割り返したものが、1㎡あたり316円という今回の負担金単価となっております。

齋藤委員 ということは通常の計算通りということでしょうか。

事 務 局 はい、その通りです。

竹尾委員 飯積地区ということだが、これはアウトレットも含まれているのか。

事 務 局 配布した地図のとおり、アウトレット周辺は含まれておりません。

竹尾委員　　ということは旧来の飯積地区ということだが、この場合アウトレット周辺はどこの負担区に含まれているのか。

事務局　　アウトレット周辺については区画整理事業によって整備されているため、町としての事業費の支出がないため、負担金の対象外区域となっております。

加瀬会長　　他にありますか。

特に無いようですので、「酒々井町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例（案）について」は原案通り決定することに賛成の方は挙手するようにお願いいたします。

委員一同　　（全員挙手）

加瀬会長　　全員賛成と認めます。

よって本案は原案通り決定することと認め、町長に答申することと認めます。次に「適正な下水道使用料の在り方について」について審議いたします。事務局の説明を求めます。

課　　長　　（配布資料により説明）

なお、内容の詳細につきまして課員より説明させていただきます。

事務局　　（配布資料により説明）

加瀬会長　　只今の事務局の説明に対し、審議いたします。

ご意見及びご質問のある方は、挙手をお願いします。

住田委員　　収入について、起債を充当する額に上限を決めているのか。それとも起債対象は全て充てることにしているのか。

事務局　　現状、補助事業費については全て充てている。単独事業については費用と借入の状況から判断している。

住田委員　　将来の事業費の推計について、企業債の利息分についてはどのように考えているのか？

事務局　　企業債の利息については、平成初期に借入れた高利率の債務の償還が完了し

ていることから、利息の償還総額については年間1,000万程度の推移で考えており、個々の償還利息についての精査はしていない。

住田委員 今後利率がこれ以上下がることはないと思われるため、利率の設定が低すぎると今後のリスクになるのではないかと考える。意見です。

齋藤委員 毎年町の監査委員から収支が赤字だと指摘されているが、減価償却費の割合が非常に大きい。これは実際の金銭の支出を伴わないものだと聞くが、このマイナスを前提に今後も下水道事業会計の赤字を議論していくのか。

またこれまで赤字が続いてきているが、一般会計からの補填もなく運営してこられたのはなぜなのか、また使用料の改定についての必要性については理解しているが、その場合どのような考え方を基本にすべきかお聞きしたい。

事務局 まず、今後も減価償却費の大きなマイナスありきで今後も考えていくのかというご質問についてはその通りである。なぜなら減価償却費を減らすということは、減価償却が終わった、言い換えると耐用年数を過ぎた施設を更新せずに使い続けるということ、もしくは減価償却の対象となる資産を減らす、すなわち現在布設してある下水道管渠等を撤去し整備面積を縮小するということであるため、いずれの手段についても上下水道課としては容認できる手法ではない。そのため減価償却費については今後も現状の2億4千万円程度を前提として考えている。

次に赤字が続いているにも関わらず運営できている理由については、先にも説明した通り減価償却費は実際に金銭の支出を伴わない支出であるため、その分については留保資金として確保しており、その分の差額で運営しているためである。

しかし、減価償却費とは建設時の金額を取得金額として耐用年数で割り返したものである。つまり償却が完了した施設については既に耐用年数を迎えて立替の必要があるということであり、その費用については最低でも建設時の金額は用意しておく必要がある。つまり積立金のような性質もあることから、用意しておくべき留保資金が赤字の補填に使われて必要な留保資金の確保ができていない現状は担当課としては容認できない状況である。

実際に本来留保されているべき留保資金の金額と実際の預金残高の差額は年々広がってきており、令和4年度末時点で留保資金9億円に対し預金残高4億5千万円と約半分程度となっている。現状では耐用年数を超えた施設等はないが、令和7年度以降については更新費用の不足をきたす可能性も出てくる。

また直接的な会計上の話とは別に、国庫補助金の要件として経常収支比率、経

費回収率等の改善目標が国交省の資料等でも示されているため、今後も国庫補助金を活用して設備の更新を進めていく必要から、経営状況の改善が必要だと考えている。

加瀬会長 その他に質問等ありますか。

事務局 事務局から今後の予定につきまして、本審議につきましては、来年2月を目途にご答申を賜りたいと考えております。つきましては、本日の審議につきましては継続審議として頂き、ご慎重に審議していただけたらと考えております。

加瀬会長 他にございませんか。

それでは、お諮りします。

議事の2、酒々井町下水道事業における適正な使用料の在り方については、年度内の答申を目途に次回以降、引き続き継続審査の案件とすることに賛成の方は挙手を願います。

委員一同 (全員挙手)

加瀬会長 全員賛成と認めます。

よって本案は、継続審査することと認めます。

これを持ちまして本日の議事は、すべて終了いたしました。他に何かご意見等ございますか。

他に無いようですので、これを持ちまして議長の任を解かせていただきます。速やかな議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局に進行を返します。

事務局 ありがとうございました。

次回開催につきましては、会長、副会長と相談の上、決まりましたら改めてご連絡いたします。

以上を持ちまして、令和5年度第2回酒々井町上下水道事業運営審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。